

ご利用料金について

近江草津徳洲会訪問看護ステーション

介護保険からの給付サービスを利用する場合(支給限度額範囲内)は、負担割合証による負担額を徴収します。
ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

【料金表】	(地域単価:10.70)	1割負担	2割負担	3割負担
訪問看護 I 1 20分未満	1回につき 314単位	¥336	¥672	¥1,008
訪問看護 I 2 30分未満	1回につき 471単位	¥504	¥1,008	¥1,512
訪問看護 I 3 30分以上60分未満	1回につき 823単位	¥881	¥1,762	¥2,642
訪問看護 I 4 60分以上90分未満	1回につき 1,128単位	¥1,207	¥2,414	¥3,621
訪問看護 I 5 20分/1回 (理学療法士等) ※1日に2回を超える場合、1回につき90/100を乗じた単位数 ※1週間に6回を限度	1回につき 294単位 3回 792単位	¥315 ¥848	¥629 ¥1,695	¥944 ¥2,543
緊急時訪問看護加算(Ⅱ)	1月につき 574単位	¥615	¥1,229	¥1,843
特別管理加算(Ⅰ) ※在宅悪性腫瘍指導管理・気管切開指導管理を受けている状態、 気管カニューレ・留置カテーテルを使用している状態	1月につき 500単位	¥535	¥1,070	¥1,605
特別管理加算(Ⅱ) ※在宅自己腹膜かん流・血液透析・酸素療法・中心静脈栄養法・ 成分栄養経管栄養法・自己導尿・持続陽圧呼吸療法・自己疼痛管理・ 肺高血圧症患者指導管理、人工肛門・人工膀胱を設置、真皮を越える褥瘡、 点滴注射(3日以上/週)を行う状態	1月につき 250単位	¥268	¥535	¥803
長時間(90分以上)訪問看護加算 ※特別管理加算算定者	1回につき 300単位	¥321	¥642	¥963
複数名訪問加算 30分未満	1回につき 254単位(看護師等) 1回につき 201単位(看護補助者)	¥272 ¥215	¥544 ¥430	¥816 ¥645
複数名訪問加算 30分以上	1回につき 402単位(看護師等) 1回につき 317単位(看護補助者)	¥431 ¥340	¥861 ¥679	¥1,291 ¥1,018
夜間加算 18時～22時 (月2回目以降の緊急時又は、居宅サービス計画時間) 早朝加算 6時～8時	1回につき 所定の単位数に加算	25/100	25/100	25/100
深夜加算 22時～翌6時 (月2回目以降の緊急時又は、居宅サービス計画時間)	1回につき 所定の単位数に加算	50/100	50/100	50/100
初回加算(Ⅰ) 初回に属する月 ※退院または退所した日に初回訪問した場合	1月につき 350単位	¥375	¥749	¥1,124
初回加算(Ⅱ) 初回に属する月 ※退院または退所した日の翌日以降に初回訪問した場合 ※過去2ヶ月算定なしの方・介護予防→要介護へ変更時	1月につき 300単位	¥321	¥642	¥963
退院時共同指導加算(初回に属する月) ※当該退院又は退所につき1回 ※特別管理加算算定者は2回 ※初回加算算定時は、算定不可	1月につき 600単位	¥642	¥1,284	¥1,926
看護・介護職員連携強化加算 ※1月に1回限り	1月につき 250単位	¥268	¥535	¥803
ターミナルケア加算	死亡月につき 2,500単位	¥2,675	¥5,350	¥8,025
介護職員等処遇改善加算	区分支給限度基準額の対象となるサービス料金に対して1.8%を加算			

※緊急時訪問看護加算・特別管理加算・ターミナルケア加算は、区分支給限度基準額の算定対象外です。

※上記の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間でなく、利用者の居宅サービス計画(ケアプラン)に定められた目安の時間を基準とします。

※やむを得ず契約の訪問看護時間を延長した場合、30分毎に1000円徴収します。
ただし、支給限度額に余裕のある場合は、利用者の同意を得て居宅サービス計画の変更を検討します。

※緊急時訪問看護時は、実際のサービス提供時間での利用料を徴収します。

※緊急時訪問看護加算の契約者で、一ヶ月以内の2回目以降の緊急時訪問看護については早朝・夜間・深夜の訪問看護に係る加算を徴収します。

※緊急時訪問看護加算の契約をしていない利用者に、計画外の訪問看護を行った場合は、利用者の同意を得て、緊急時訪問看護加算を徴収します。

※交通費…通常の事業の実施地域(草津市全域、栗東市(金勝、葉山、葉山東を除く)、大津市(瀬田(瀬田・瀬田東・瀬田北・瀬田南)、青山(桐生を除く))の方は無料です。
通常の事業の実施地域以外の方は、通常の事業の実施地域を越えた地点から自宅までの道のりに応じて訪問看護1回毎に交通費を別途徴収します。5km未満…250円、5～10km未満…500円、10km以上…750円

※通常の事業の実施地域以外の方で、有料駐車場を使用する場合、交通費は徴収せず、有料駐車場料金を訪問看護1回毎に別途徴収します。

※その他費用…医療消耗品(ガーゼや手袋等)をご希望の方は実費を徴収します。

※訪問看護指示書料金について主治医の医療機関にお支払いが発生します(利用者負担300円、600円または900円)。

お支払いは、口座引き落としとしてお願い致しております。
当月分は翌月27日に引き落としされます。